

平成22年7月27日

「児童虐待防止のための親権のあり方をめぐって」

児童養護施設 二葉学園 施設長 武藤 素明
(全国児童養護施設協議会 制度政策部長)

<はじめに>

近年の社会構造や家族機能の変化等から、保護者・家庭の養育基盤が脆弱化し、親等による児童への虐待等の問題が生じている。児童虐待に対する法整備等の取り組みは進められているものの、むしろその状況は悪化している。

児童養護施設は、被虐待で入所する児童が6割となり、その支援に苦慮している。親との関係性が子どもの身体的、精神的な成長に大きなひずみを生じる状況を鑑みれば、「子どもの最善の利益」の考えのもと、親権制度の在り方の見直しが必要な状況が生じている。

<ヒアリング事項にそって>

1. 保護者（親）との関係で問題となっている事案について（別添資料参照）

（事例1）子どもの入所中、子どもと親権者との面会に関して困難をきたした事例

（事例2）子どもの施設入所中、子どもの生活（日常生活、医療、予防接種、公的手続き等）に関して困難をきたした具体的事例

（事例3）入所措置、他機関・他施設との連携、里親委託等に関して困難をきたした具体的事例

（事例4）子どもの契約行為、退所後の生活に関して困難をきたした具体的事例

2. 施設と親との間で、意見の対立があった時の対応・解決策について、施設や地域による違い、求めるサポート

（1）意見の対立があった時などの対応・解決策

○ まず親と話しあう。状況により担当職員だけでなく、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）や心理職、主任級職員、施設長等も参加し、施設としての考え方を、当該児童の成長等にとって客観的に必要なこととして、時間をかけて親と話しあう。

○ 日常的な課題については、当該児童の要望も含め、入所児童、親、施設のそれぞれが妥協する方法を探る。親にはさまざまな例や結果を話し、協力を仰ぐようにしている。

○ 医療行為については、保護者へ無断で医療行為を行うことは通常避け、子どもの病状など常に報告し、医療行為の必要性などをていねいに説明している。場合により医師に直接説明してもらう。病状により時間かけられないときは、施設長の責任において医療行為を病院に依頼している（親とのやりとりは克明に記録）。

(2) 施設や地域による違い

- 地域による違いについては原則的にはない。しかし、大都市など過密地では児童相談所や諸機関との連携による親対応は比較的可能だが、過疎地では児童相談所や諸機関が近くになく、施設長がほとんど親への対応をしなくてはならない実態がある。

(3) 求めるサポート

- 親自身がかかえるさまざまな問題により、施設関係者だけでの説得や説明では納得しない状況が多く、日常的な親からの意見（クレーム）に対してどう対応するかが、職員の精神的負担となっている。このようなとき、児童相談所等、関係機関等が連携して対応することが重要。とくに困難なケースについては、児童相談所がイニシアチブを取り、関係者会議の招集や進行管理を行ってほしい。
- 児童の生活や成長、親の対応、進路やアフターケア等、いわゆる「パーマネンシープラン」の考え方のもと、都道府県（児童相談所）が措置を行い施設に入所した後も、何かあれば措置権者として駆けつけてもらう等、責任を持って子どもにかかわることができるサポートシステムの確立が必要。

3. 施設内の児童の身上監護について、親権より施設長の権限が優先することを導入することについて、また、親との対立等に対して意見調整する場や機関について

(1) 施設内の児童の身上監護について、親権より施設長の権限が優先することについて

- 入所児童の身上監護について、日常的な養育は、児童養護施設長の権限が優先すべきである。
例) ・施設入所中の子どもの身だしなみ、持ち物
・健康管理、予防接種、医療行為
・子ども名義の預金口座の開設や管理、携帯電話
- 児童福祉法第47条2項には、「児童福祉施設の長は（略）入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる」とあるが、機能していない面がある。実情にあわせて、身上監護の内容を明確に規定することが必要。
- とくに医療行為については、子どもの命を保障する観点から、医師等の第三者、専門家の意見を尊重するとともに、一部親権制限や一時親権制限等も含めた制度も必要。

(2) 親との対立等に対して意見調整する場や機関について

- 親との対立状況を調整する機関として、第一義的には児童相談所である。しかし児童相談所の意見をまったく聞かない事例もあるため、その場合は司法（家庭裁判所）により、親の主張も聞きつつ、親へ勧告を出す等の関与制度を確立することが必要。

4. 裁判による親権制限が柔軟に行われるようになった場合、未成年後見人が見つからない場合、児童福祉法 47 条第 1 項の規定により、施設長等が親権代行を行う事例が増える可能性について

- 原則的には、上記の状況による親権代行は施設長が行うべき。しかし、親と対立関係になりやすい状況、親の精神疾患等によりトラブルが想定される場合は、児童相談所長や知事が親権代行を行う等、公的関与を強めたほうがよい。
- 施設長が個人として親権代行を行うのではなく、職責として、また法人組織としてできるシステムが望ましい。また子どもの状況により、司法の判断のもと、児童相談所長、施設長等による選択代行や、共同代行制度も検討されるべき。
- 施設長資格の検討が必要。
- 親権の回復についても容易にできる制度設計が必要。

5. その他親権問題に関する意見について

(1) 未成年後見人制度について

- 児童養護施設退所後の生活について、親権より児童養護施設長の権限を優先することはできない。しかし、親との関係で退所後に課題が生じることが多い状況では、未成年後見人制度の充実など、未成年の退所児童が社会で自立して生活するための支援を充実させる必要がある。
- 未成年後見人制度については、成年後見人制度と比較すると、後見人の資格や報酬、賠償責任保険制度等の整備、実親との関係等多くの課題があり、公的制度として機能する制度改善が必要。

(2) 親支援の充実・強化について

- 虐待した親に対して、虐待せずに子どもと向きあうことのできるトレーニングや治療プログラムの義務づけ、また親子関係調整を頻繁に行いながら、家族再統合の取り組み等をあわせて進めるための施策整備等の支援強化が必要。
- 児童相談所、児童養護施設（里親を含めて）、司法は、厳しい人員体制のなかで子どもや親への対応を行わざるを得ない。家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）増配置等の体制整備を同時にはかる必要がある。

(3) 措置との関係について

- 児童養護施設への入所は行政措置であるため、親権制限に関する最終的な責任は、施設長ではなく行政が負うことを明確にする必要がある。
- 児童の措置に関しては、より司法関与をはかれないと、親との関係で児童相談所や施設において混乱が生じる。近年の児童相談所の権限強化では、現実的には児童相談所が司法的権限を有していないため、児童相談所と親との関係において紛争状況となっている例がある。また接近禁止命令なども適応範囲や条件を拡大するなどが必要。

厚生労働省社会保障審議会児童部会

「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」

ヒアリング参考資料

全国児童養護施設協議会

1. 武藤素明 ヒアリング事項（事前提示項目） 2

2. ヒアリング事項①、②について 3

親権者（親）の親権との関係で困難をきたした具体的な事例について

全国児童養護施設協議会（全養協）「親権制度の検討にかかわるアンケート」（平成22年6月上旬）実施結果等より

※全養協協議員（各都道府県段階の児童養護施設協議会から選出される計65名）への調査

【事例1】

子どもの施設入所中、子どもと親権者との面会に関して困難をきたした具体的な事例

【事例2】

子どもの施設入所中、子どもの生活（日常生活、医療、予防接種、公的手続き等）に関して困難をきたした具体的な事例

【事例3】

入所措置、他機関、他施設との連携、里親委託等に関して困難をきたした具体的な事例

【事例4】

子どもの契約行為、退所後の生活に関して困難をきたした具体的な事例

3. ヒアリング事項③、④、⑤についての意見 20

4. 参考資料 24

1. 武藤素明 ヒアリング事項（事前提示項目）

- ① 施設内の児童の処遇に当たって、親との関係で問題となる事案を御教示ください。特に、単に親の主張があるというのではなく、親権に由来する問題についてお聞かせください。施設退所時又は退所後にも同様の問題があればお聞かせください。
- ② 施設と親との間で、意見の対立があった時など、現状ではどのように対応・解決しているのでしょうか。また、施設によって、地域によって違いはありますでしょうか。どのようなサポートを望みますか。
- ③ 施設内の児童の身上監護について、親権よりも施設長の権限が優先することを導入することについて、どのようにお考えでしょうか。仮に、そうした仕組みを導入する場合には、無用に親との対立を激化させないような意見調整の場や施設が判断に迷うような場合に意見を求める機関があった方がよいという意見もありますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。
- ④ 裁判による親権の制限が、柔軟に行われるようになった場合において、未成年後見人が見つからない場合には、児童福祉法第47条第1項の規定により施設長等が親権を行う事例が増える可能性があります。その点についての見解をお聞かせください。
- ⑤ その他、親権の問題について御意見がありましたらお願いします。

2. ヒアリング事項 ①、②について

親権者（親）の親権との関係で困難をきたした
具体的な事例について

全国児童養護施設協議会（全養協）「親権制度の検討にかかわるアンケート」

（平成22年6月上旬）実施結果等より

【事例1】子どもの施設入所中、子どもと親権者との面会に関して困難をきたした具体的な事例	
①	保護者(親)との関係・対応に悩む事例
No.1	◆何年か前に刑務所を出所した親権者(暴力団関係者)が、面会をするといって夜間に入所児童を連れ出したり、施設のルールを守らなかった。当該児童も他の児童も施設生活に変調をきたし、皆がおちつかないといった例があったため、結局3人いたこの親権者の入所児童は、2人が児童自立支援施設、1人が他の児童養護施設へ措置変更となった。
No.2	◆児童相談所からの指示で面会禁止にもかかわらず、毎日のようにやって来た親権者に対し、施設内への立入を禁止し、違反するようであれば警察に通報することを伝えた。その結果、敷地内へは入らないようになったが、入所児童を通学路で待ちぶせしていたこともあった。
No.3	◆精神的に不安定な親権者(母親)が面会にきたときに、入所児童の外泊を希望したが断った。(母の服にたくさんの血がついており、とても不安定だったので)その後、脅迫電話があり、入所児童が大人(警察)の付き添いのもと集団登校を強いられた例があった。
No.4	◆刑務所への出入りを頻繁に繰り返している親権者(父親)が、刑務所から頻繁に連絡を行い、施設職員への脅しを行なうとともに、入所児童の心を不安定にし、今後の進路を決めるのに大きな支障となり困っている。
No.5	◆収監中の親権者(父親)から、入所児童あてに手紙を送ってきて、さまざまな要求をし、職員に対しても、「児童に父親のカードを持たせて好きにお金を使えるようにしてほしい」等、要求が絶えない。
No.6	◆拘留中の親権者(父親)から、執拗に手紙で入所児童あて、また職員あてに、「以前子どもに小遣いをあげていたので、現在金が必要になり、その小遣いから金を貸してほしい」との強い要求があった。
No.7	◆親権者(父親)からの性的虐待で、父親との面会が禁止されているのに、入所児童と母親が外出中に、その父親が外出先に現れ面会していた。
No.8	◆親権者(母親)が精神的に入所児童に依存していて、入所児童の休日はすべて外泊を希望する。養育能力が伴わず、制限が必要だと思われる。
No.9	◆親権者(母親)が、入所児童の面会、引取りを強引に求めたケース。母親は人格障害。当該入所児童はある地域の乳児院・養護施設で保護されていたが、母親の強引さに抗しきれず、他県にある施設に緊急に措置変更。母親はその後もあきらめきれず、あらゆる手段で探し回る。その後、母親の援助者が殺人未遂で逮捕され収監、出所後に自殺。その間、当施設への来訪はなかったが、入所児童(きょうだい)には深い心の傷が残り、対応に苦慮中。
No.10	◆精神疾患をもっている保護者(母親)が、毎日のように施設に電話をかけてくる。入所児童も母親からの電話に対し拒否的になり、母子の関係性を構築する上で困難が生じた
No.11	◆薬物で逮捕歴のある保護者(継父と実母)。仕事も定着せず不安定な生活状況であり、嘘や虚言などを入所児童の前で繰り返すため、長期間の外泊は児童の養育上好ましくないと判断し、短期間での外泊を提案したが、保護者が厳しい態度で長期間の外泊を迫り、入所児童が不安定になるのを承知で長期間の外泊を行わせた。

No.12	<p>◆DVと保護者(実母・実父)からの身体的虐待。実父は服役経験数回あり、市内に住んでおり、学校の行き帰りに夫婦で入所児童を待っていたり、下校時に家に連れて行ったりしている。再三注意するも改善が見られず、児童相談所からの指導もあると短期的には落ちつくが、その後は元に戻っている。そのため、入所児童は生活の場所の確認が難しく不安定になりがちである。</p>
No.13	<p>◆親権者(母親)に精神疾患があり、日にもよるが、一日何度も電話をかけてきて、同じ内容の話をする。入所児童自身も、電話に出るのを嫌がっている。母親はとにかく自分の思い通りしたい、と思われており、何かにつけて、自分の意にそぐわない規則について苦情がある。たとえば夏の長期帰省について「1か月帰らせろ(帰省させろ)」といい、帰省期間を告げると「子どもとの時間を奪うのか」など、電話で1時間ほど怒鳴られた。入所児童に品物をあまり買わないようにいっても、とにかく会うたびに品物を買ってあげている。当該入所児童も、親=品物を買ってくれる人、というイメージがある。</p>
No.14	<p>◆過去に、親権者(実母)の愛人が実母と入籍後、入所児童と養子縁組をしたことから、強引な帰省などを繰り返し、この対応に苦慮した。</p>
No.15	<p>◆校区内に親権者(母親)が住んでおり、入所日より約1か月、施設に慣れるために、外泊・外出・面会を遠慮してもらったが、下校途中に入所児童に会って、服装やランドセルの中のチェックなどを行なう。しかし入所児童も母親が来ていないときは、泣いて帰ってくる。また母親が行事や事務的用事で施設に来院した時、黙って児童の部屋へ入り、児童のベッドや机などのチェックを入れ、後日クレームをつけて来る。また、母親が気になったことに対して長時間の電話がかかってくる。</p>
No.16	<p>◆親権者(実母)、精神疾患による家庭での養育困難。実父からのDVによる影響のため、入所児童の言動に実父の言動を重ね合わせてしまうことがある。入所の段階から、児童相談所の指導で、面会・外泊のコントロールをして来たが、面会・外泊の迎いの時間、帰園時間を明確にしなかったり、時間を守らなかったり、ルールを勝手に変更するなどがたびたび見られるため、約束ごとを守るよう児童相談所から指導してもらった。そのことへの不満がこぼれてきて、国、担当県行政、児童相談所、施設に対し、毎日のように連絡してくる。施設に対し不信感を持っており、施設に連絡をせずに入所児童の通う学校へ行ってしまうため、学校側からも対応について相談がある。面会、外泊などの約束がされていないにも関わらず、学校の靴箱に児童あての置き手紙をして、学校途中の際に児童を自宅に連れ帰ってしまうこともあった。自宅外泊中に入所児童の把握ができず、ほったらかし状態になる。しかも自宅内が非常に乱雑な状態で、児童相談所の家庭訪問も拒否する。そのことで当該入所児童からも不満が出ている。入所中の他児童への対応を気にして「自分の所と〇〇さんの対応が違う」と言う。個々の家庭の事情で個別対応になる旨を伝えても納得しない。</p>
No.17	<p>◆親権者(母親)が自分の都合での面会日時・場所を押し付けてくる。また母親が面会の際に入所児童の服装や持ち物を細かくチェックし、自分の意見を押し付けてくる</p>
No.18	<p>◆親権者(実母)のネグレクトによる措置入所。施設入所にいたるまでの実質的な養育者は、母方の祖母とその内縁の夫。ただし、祖母も内縁の夫も養育力不十分で当該児童は施設入所となる。祖母の内縁の夫は、傷害事件の繰り返しとアルコール依存症により、酔うと深夜を問わず施設に電話をかけてきたり、入所児童への面会を目的に来園。酔った面会、来園拒否を児童相談所より申し渡すが実行力なし。その間に実母は別の男性と結婚し、祖母に親権異動。最近、離婚と同時に再度、祖母から実母へ親権異動。実母は祖母の内縁の夫との面会も拒否。入所児童自身も男性を拒否の意思が確認できて、面会させないことでの対応が続いている。祖母に親権が異動の期間、祖母との面会を児童相談所にて実施してきたが、常に内縁の夫が障害となった例がある。</p>
No.19	<p>◆入所児童の前で、精神的に不安定な親権者(母親)が「死にたい」「子どもは里子に出す」と訴え、じっと座っていることができなかつたり、日に何回も電話をかけて不安を訴える。</p>

No.20	◆親権を主張し、身勝手な行動をする(朝といわず夜中といわず、入所児童との面会を主張し施設に長時間いる等)入所児童との関係を考えて時、親権の制限が必要と考えるが、他方、親権者の精神的な不安が増幅し、施設への厳しい対応が強まる。施設の生活現場では、制限だけではまだ不安を感じる。警備員の配置も必要。
No.21	◆親権者(父親)は小学生の入所児童が気持ちのよりどころで、毎週外泊を実施している。小学校も高学年になると、学校や地域で週末活動が増えるとともに、友達とのかかわりも必要になってくるが、父親はいつまでも入所児童を赤ちゃん扱いしている。外泊を見合わせる時は、父親の同意を得るのに苦慮している。
No.22	◆精神疾患の親権者(母親)、学校行事等の参加・外泊を望んでいるが、小学生の入所児童は拒否している。しかし、母親は納得できず施設職員に苦情の電話が来る。
No.23	◆親権について両親が調停中の場合など、面接交渉や通信連絡で、施設に仲介を求めてくる保護者がいる場合、苦慮する時がある。
No.24	◆親との関係や、親の状況についての情報提供や交換を、児童相談所と頻繁に行っている。意見の対立があった際には、はじめに施設側が対応し、難しい場合には児童相談所や、(親の出身地の)福祉事務所も間に入って対応する。できるだけ、施設側で全体の状況が把握できるなかで話し合いの場を設定する。親が過激な対応を行うことが想定される場合、児童家庭支援センターの運営協議員でもある警察署とも連携した対応を行っている。
No.25	◆施設と保護者の間で意見の対立が見られるときなどは、基本的には施設と保護者との話し合いのなかで解決をはかるよう心がけている。しかし、施設の対応に納得がいかない保護者がいた場合などは、施設独自で設置している第三者による苦情処理委員会へ保護者が直接申し立てられるよう、保護者に周知している。(現時点では、直接申し立ての実績はない)
No.26	◆母親からの虐待で入所した児童。母が精神疾患の疑いあり。子どものしつけ、生活への要求、施設や児童相談所の器物破損や昼夜問わずの電話があった。県知事から面会、通信制限を出したが、指導に従っていない。
No.27	◆精神的な疾患をかかえる親が多く、電話を再三かけてくることが多い。最初屋間に何度もかけてきて、施設職員が「屋は忙しい」というと、夜中にかけてくる。主訴は「子どもを手放したくなかったのに児童相談所が無理やりに連れて行った」「子どもをちゃんと見てくれているのか」との内容であるが、主として自分の昔の話や今の悩みなどを長時間話している。話を聞かないと、担当者の中傷や施設はおかしいとクレームをつけてくる。どこでもトラブルを起こし、自分の話を聞いてくれるところへすべてをぶつけてくる。親権もさることながら、親権をしっかりと行使できない親への対応策や支援について誰が行うのか明確にして取り組む必要性を感じる。
No.28	◆虐待していた親(父・母)が、「子どもにあわせてほしい」と施設に来訪することがある。児童相談所等も介入してそんなに大きな事件になることはないが、その都度調整する。
②	親との面会により、子どもの生活に支障が生じかねない例
No.29	◆当該入所児童は、週末になるとほとんど毎週帰省しているが、帰園予定日や帰園時間を守らず、結局児童は学校を欠席したり、宿題が終了しなかったりする。

No.30	◆入所児童の親権者(親)が、自分の子どもとの面会をするため施設に訪問した際、自分の子ども以外の児童と積極的に関わろうとする。自分の子ども以外の児童と遊んでくれるのはよいが、抱っこしたり、肩ぐるまをするなどの際、他児童がけがをするのではと心配。親は純粋に好意でしているようだが、今後は何らかの対策が必要である。
No.31	◆親権者(母親)の精神疾患、精神的に不安定なことから入所しているのに、精神的に不安定なまま面会・外泊を要望して入所児童への影響が大きいので、児童相談所職員の説明と説得で面会・外泊を制限した。
No.32	◆施設に許可なく帰省や、外出をさせようとする。(親、入所児童だけで連絡を取り合う)
No.33	◆経済的に厳しい状況であるのに、借金してでも入所児童を帰省させようとする。施設側の指導にもなかなか乗らない。
No.34	◆入所児童が部活に行っている途中に待ちぶせして、児童を部活に行かせず自宅へ連れて帰る。
No.35	◆参観日や学校行事以外で学校に無断で行き、入所児童の様子を見たり、学校にクレームをつける。施設側からは、「施設を通して」と指導しているが、指導に乗らない
No.36	◆校区内に親権者(親)が住んでいて、週末帰省ができていたが、平日の夕方におやつなどを持ってきて面会をする。入所児童は宿題もなかなか終らず、夕食にも影響がある。児童の生活リズムが少しずつ遅れてくる。
No.37	◆精神疾患がある親権者が、面会時に入所児童に対して不適切な発言や、支離滅裂な脈絡のないことを言われるので、入所児童が不安に感じている。今のところは面会等の積極的な働きかけは行わず、回数もできるだけ少なくしてもらっている。
No.38	◆親権者(精神病の母親と父親)は、入所児童の目の前で性的行為があるなど、児童に不適切な環境にあるため、児童相談所と相談して外泊の制限をしたところ、母親が怒って施設に来て、子どもを強引に連れ去ろうとした経緯がある。現在は母親の状況を確認しながら外泊を許可しているが、児童にとっては回数の制限が必要と思われる。
No.39	◆毎日とは言わないが、あまりにも面会・外泊が多い親権者が存在し、施設からの要望は受け入れない。その児童は、どうしても施設や学校生活が落ちつかず、勝手に中途半端な意志で児童引き取りの意志を伝えようとするため、生活が浮き足立っている状態である。他児童とのバランスもあるので、面会・外泊の回数を控えてもらうように伝えるが、理由づけしたり、児童相談所に苦情が行ったりもする。飲酒しながらの電話で「子どもを帰省させろ」「返せ」とかの暴言もたびたび生じている。
No.40	◆入所児童の意思も確認し、職員同席の上、面会をしてもらっているが、帰省および外出時に、帰省先でのDV、飲酒などによる不適切な関わり、反社会的行為などの教唆、黙認がある。
No.41	◆学校があるにも関わらず、親権者(母親)が学校を休ませ、「子どもを外泊させる」と言った。職員も母親を説得したが聞き入れず、学校を休ませ、外泊してしまった。
No.42	◆親権者(母親)が学校帰りに無断で児童に会い、子どもにテレクラに電話をかけさせ、知り合った男性と会っていた。また、母親は男性との不適切な関わりを児童に話している。
No.43	◆親権者である母親が精神障害を患っていて、父親に対して暴力的行動をとり、また、入所児童を連れて家出を繰り返すなどの経過があった事例。家出中に入所児童との自殺企図もあり、入所後は児童は母との面会を拒否しているが、母は施設の玄関先で児童との面会を要求し、応じないと暴言などの行動が激しい。

No.44	◆母親が子どもとの面会、外出等を希望し、子どもの前でわめく、自殺未遂をする等。
No.45	◆刑務所に収監中の父親から、入所児童に手紙がくるが、「不良になりなさい」といった内容が書かれており、児童の福祉に反するもので、対応を検討している。
No.46	◆虐待した父親に対して、児童相談所が接近禁止的な話をしてたにもかかわらず、施設の近くに来て入所児童のようすをうかがっていたことがあった。(会うまではしなかったが)察知した本児がやや不安定になっていた。
No.47	◆離婚調停中で、父親が親権者(予定)、母親が子どもの運動会のようすを見に来て、陰ながら見ることで許可したが、約束を破って子どもに声をかけてしまい。その後父母でトラブルがあった。
③	親などとの関係で、職員が困難を生じる例
No.48	◆親権者でない父親が、施設職員に対して威圧的態度を頻繁にとり、職員も苦慮している。
No.49	◆中学卒業前に自動車を盗み、鑑別所に入所した親権者(父親と母親)が結婚して出生した児童。父親の飲酒による暴言で苦慮した。
No.50	◆暴力的な親権者とその関係者が、毎日ではないが頻繁に電話や来所があり、施設に対する不満と暴言、また他の入所児童に対しても関わりを持つとする。
No.51	◆親権者が精神科へ入院しているが、頻繁に電話をかけてきて、入所児童への無理な注文を行っているため、入所児童自身が困惑している。以前、毎日のように施設へ来所し、児童のことや施設のこと、また自身のことを長く話をする(2~3時間)親権者があり、職員も対応に困っていたが、それ以上に当該児童も嫌な思いをしていた。
④	解決に向けた方向性にいたった(いたりつつある)事例
No.52	◆母子家庭で、3人きょうだいが入所している。親権者である母親は相談もなく面会に来たり、入所児童を家へ連れ帰ったりする。時には下校時に学校から直接連れ出したりする。そのため入所児童たちも落ちつかなくなり、再三にわたり母親に面会や一時帰省について約束を守るよううながすが、なかなか改善にいたらない。児童相談所の担当者にも参加してもらい、母親との話し合い、当該児童との話し合い、母子を交えての話し合いを実施する。その中で面会や外出に関しては話し合いで決めた通りに実施していくことを母子ともに了解し、今のところ改善されている。
No.53	◆親権者である母親がアルコールを飲んで面会に来る。母親はきょうだい間を区別しており、入所児童の前でもそのことを口にする。入所児童が幼稚園に通いはじめたことで、幼稚園の行事に参加してくれ、少しずつ母子の距離は近づいたようにも思われる。飲酒をしての施設来訪は断ると伝えている。

【事例2】子どもの施設入所中、子どもの生活（日常生活、医療、予防接種、公的手続き等）に関して困難をきたした具体的な事例	
①	子どもの身だしなみ、生活等について
No.54	◆親権者が、入所児童の髪型について「(子どもの)長い髪が似合うので短く切らないで欲しい」「(施設に来訪する)美容ボランティアのセンスがない」という。
No.55	◆親権者が、入所児童の髪型について細かく注文をつけてくる。外泊の際、児童の髪を茶髪にする。
No.56	◆入所児童の髪を切った後、親権者から苦情があった。その後、その児童に限っては施設内で髪を切ることができなくなった。
No.57	◆髪を切ること自体は良いのだが、親権者から「長いほうが似合うから伸ばしてくれ」などの要求はある。
No.58	◆前髪が目に入りそうになっている児童の同意を得て理髪店に連れて行き、散髪したところ、親権者から外泊の迎え時に「前髪を切った」と苦情をいただいた。その後は親権者に任せ、施設では当該児童の髪をゴムで纏めている。
No.59	◆親権者が、入所児童の髪を施設で切ることを嫌がり、「自分で美容院へ連れて行く」というが、なかなか来てくれない。
No.60	◆入所時に親権者に確認したときは、「子どもの髪は子どもの希望を聞き入れて欲しい」ということであるが、施設のルールで承知ということになる。しかし、面会回数が重なってくると、入所児童の希望する長髪にすることを代弁する親権者が出てくる。なかなか髪を切ることができなくなっている。
No.61	◆入所の時から、髪が長いので髪を切ると親権者に話すと「切らないで」という返事。髪が長いとかわいいというイメージを持っている。幼稚園・小学校に入り、水泳があることや入所児童自身も「髪を切りたい」という気持ちを持っていることを伝えても拒否される。
No.62	◆「子どもの爪を切ってくれない」「〇〇指導員・保育士の対応が悪いのでこんな施設に子どもは預けられない」「子どもを乱暴に扱う施設は問題」「訴える(洗濯物干しの時に洗濯カゴに入れて子ども達を遊ばせているの見て)」。直接、児童相談所や県の出先機関の担当課に電話して苦情を申し出ることがあった。その際の対応は連携しながら行って解決できた。
No.63	◆親権者である母親は、総合失調症だが病識が薄い。自殺企図があり、乳児院に入所、満齢のため児童養護施設に措置変更、乳児院入所当時より入所児童の髪を切ることを強く拒否、面会時にも当該児童を人形のように扱うことがあった。措置変更後も、長髪は入所児童自身が身辺自立していく上で障害にもなるし、自我が芽生えてきて、児童のために長髪を違和感を覚えるようになったため、髪を切る許可を求めたが、再び拒否。そのうち母親の病気が悪化し、入所児童を無理矢理連れて帰ろうとしたり、意味不明の言動や職員への理不尽な要求などがあった。
No.64	◆親権者の要望により、当該入所児童の髪はしかたなく切らずにいた。
No.65	◆女子入所児童の髪型・服装について、母親の趣味・好みを主張され、当該児童との親子トラブルが発生する。
No.66	◆入所幼児が外泊からモヒカンヘアーで帰園。親権者は「幼児本人が同意した上で切ったので、そのままが良い」と主張する。
No.67	◆親権者が、「我が子は日光に弱いから」と、学校のプール授業に参加させない。

No.68	◆親権者が出所後、入所児童が希望し入部していた地域の少年野球クラブについて「学校の成績が悪いから」という理由で一方向的に退部させようとし、トラブルになった。
No.69	◆中学生の男子に毎日日記を何ページも詳細に書くよう強制。それができないと、施設に来て入所児童に暴力をふるう親権者がいた。
No.70	◆父親に精神疾患があり、思い通りにならないとさまざまなことを繰り返す。例えば、子どもの通学用カバンに、自分が信仰しているお守りを付けるよう要求するも、子どもの学校ではキーホルダーの数を制限しており、子ども自身が「自分の好きなキーホルダーを付けたい」と希望した。その際、父親は何ヶ月にもわたり、1日何十回と施設に電話したり、面会を行うなかで、子どもに父親自身の主張を要求した。
No.71	◆幼児(5歳)に、「習い事など多くやらしてくれ」と何度も要望してくる母親がいた。
No.72	◆親が、小5の入所児童に「学習塾に行かせてくれ」と要望。施設では「学習塾に通わせるのは中学生以降にしている」と何度も話をしたが納得せず、親は児童相談所や行政(本庁)へも訴えたりした。最終的に、親が依頼した弁護士と児童相談所で、「本児の意向で、どうしても学習塾に通いたくないという意味を確認してもらい」納得してもらった。
No.73	◆親が「学校の教育方法が悪い」とか「いじめられている」など、学校に直接クレームをつけ、学校は「施設入所中であり、施設とも話をしてクレームを持ってきてほしい」と親に話をしたが、「親は私なんだから」といって、学校としても対応に苦慮するケースがあった。
② 通院、予防接種、医療等について	
No.74	◆通院をすぐしない、「医者が信用できないので病院を替えてほしい」「〇〇病院に転院してほしい」
No.75	◆中耳炎の手術をする予定だが、親権者と連絡がとれず、同意が得られない。
No.76	◆入所児童の精神科への入院が必要であると児童相談所、施設で判断したが、親権者(父親)が非協力的で病院まで来てくれず、入院できなかった。
No.77	◆親権者が入所児童の新型インフルエンザ予防接種を拒否した。
No.78	◆親権者が予防接種は同意したが「タミフル」服用については同意を渋り、最終的には事故の場合の責任をとることを条件に承諾した。
No.79	◆予防接種を拒否することはないが、連絡が取れないのでなかなか同意が取れない親権者がいる。
No.80	◆精神で入退院を繰り返している親権者(母親)が、入所児童の精神科への通院、投薬、心理士によるカウンセリング等を拒否した。
No.81	◆入所児童の精神科への通院・入院に反対する親権者に対し、繰り返し説得したが、拒否は続いた。このため、入院はあきらめたが、子どもの病状は悪化した。結果的に施設変更になった。
No.82	◆児童福祉法28条(虐待)による措置児童の予防接種に際し、親権者が関与してくる例(現在、措置児童相談所と連携で対応している)。
No.83	◆入所児童の統合失調症の治療に対して、親権者が治療拒否(児童相談所と連携して調整中)。

No.84	◆不安定な親権者(母親)が、「子どもの中耳炎の手術の必要はない。神様が治してくれる」と電話をかけてきたため、調整・説得に苦労した。
No.85	◆風邪などの一般的な症状で嘱託医へ通院させる場合でも、親権者が通院許可を求める。また、親権者が病院を指定し、本来であれば必要がないと考えられる検査も強要する。
No.86	◆乳幼児の入所児童の予防接種・長期検診は、自治体が違うと不利が生じることもあるので、住民票を移っていただくようお願いするが、異動の同意を得ることができない。
No.87	◆親権者(精神障害、入・通院歴)が入所児童の医療機関での検査など、受診を拒否する。
No.88	◆家庭復帰ができないのであれば、入所児童の通院や服薬をさせないで欲しいと強迫する親権者。
No.89	◆精神科クリニックに通院し、服薬を続けて落ちついた生活をおくっていた入所児童の小学生。服薬については親権者(両親)の同意を得て開始したが、不安定な父親により、『薬を飲むな』⇒『飲みなさい』⇒『やはり飲むな』・『病院に行かせるな』⇒『カウンセリングでの通院なら良い』と子が振り回され混乱している。
No.90	◆入所児童が施設内で問題を起こし、児童相談所でも一時保護及び病院での診断を提起したが、親権者が同意しなかった。
No.91	◆親権者が、保険証など必要な書類をいくら催促しても送ってくれない。
No.92	◆毎月のように遠方への診察に行くため、近くにある病院への転院の話をするが、親権者が受け入れていただけない。
No.93	◆小学生で内臓の手術が必要になり、親権者に同意や手術の立会等依頼するが、立会等を拒否する。(強い拒否ではないが事実上の拒否)
③	子どもの障害、特別支援学級通級等について
No.94	◆特別支援学級に、通級適当な場合でも、親権者の拒否感は強く、説得に時間がかかるケースがある。
No.95	◆虐待を受けていた児童が、発達障害で未学習のため、学力が伴っていないので特別支援学級への通級を勧めるが認めない。
No.96	◆知能検査を行ない、客観的に見ても知的障害であり、入所児童本人も特別支援学級への入級を希望していた。親権者である母親に対し繰り返し特別支援学級への入級を説得したが承諾しなかった。現在、入所児童は授業が苦痛と思いつながら普通学級での通学を続けている。
No.97	◆入所児童の小学校入学に際し、親権者が特別支援学級への通級に反対していたが、学校・教育委員会に説明でなんとか通級を承諾した。しかし、今後の支援と生活の選択肢を広げるための「療育手帳」申請には応じなかった。入学後、授業参観などで、他児童との様子を見比べ、親権者(父)が手帳申請の手続きをとった。
No.98	◆親権者が精神疾患等で入所児童の実際の能力を把握できない。障害の有無を施設職員から説明しても、手帳取得や、特別支援学校への進学を認めない親権者がいる。現在は児童相談所の助力も得て、何とか説得に成功しているが、今後も慎重な対策が必要である。
No.99	◆親権者である父親は、入所児童の小学校の特別支援学級への通級に同意したにもかかわらず、「自分の息子なのにどうして特別支援学級なのだ」と怒り、外出は児童相談所に許可されていることから、一緒に入所している他のきょうだいのみを外出させようとしたり、特別支援学級へ通級している児童に冷たい態度をとっている。

No.100	◆親権者自身が子どもの頃、特別支援学級でいじめを受けた経験から、入所児童にとって適切と思われる特別支援学級在籍に反対している。
④	金銭等について
No.101	◆子ども手当を、施設としては入所児童のために活用したいと考えているが、親権者である親は、お金は自分達のところへほしいとして、入所児童のためにお金が活用できない。この親権者は施設の養育に関して非協力的で、適切な養育に困難が生じることがある。
No.102	◆親権者が、隠れて入所児童にお金や携帯電話を渡すことがある。
No.103	◆生活に必要な所費やお小遣いはあるのだが、必要以上に親権者が入所児童にお金を持たせ、それが、学校で禁止されているアクセサリーなどのお金として使われている。
No.104	◆それ程強い要求ではないが、親権者が自分の思いとおりに子どもを育てたいとの欲求が背景にあり、施設にいろいろな要望があった。
⑤	法的手続き等について、その他
No.105	◆戸籍整理を親権者に依頼しても理解してもらえない。
No.106	◆親権者である母親自身が療育手帳を所持され生活保護を受給されているが、母親自身が自らの障害を受容できず、子どもへのかかわりに対する説明が伝わりにくい。
No.107	◆外出・外泊中に親権者が入所児童のことを隠そうとしたり、近所の人に対して親戚の子だと嘘をついたりして、入所児童が傷ついていたことがあった。

【事例3】入所措置、他機関、他施設との連携、里親委託等に関して困難をきたした具体的な事例	
①	里親委託に向けた措置変更に関して
No.108	◆入所後、親権者と連絡がつかず、面会にも一度も来ず、どこにいるかも不明であるため、入所児童の里親委託を考えたいと思っているが、里親委託に関して親権者の承諾が得られず措置を続けている。
No.109	◆親権者(父親)と外国人の母親との間に6人の子どもがおり、きょうだいの1人が乳児院から措置変更で入所している。両親は経済的に苦しい状況にあることから、児童相談所からの里親委託の話があっても拒否している。都合のよい時に面会に来ているが、入所児童は両親になつていない。
No.110	◆親権者のうち、母親の関わりは全くなく、父親は刑務所に入ったり、出たり(出てもすぐ戻る)している。里親への委託を父親に相談したが拒否された。
No.111	◆乳児院より措置変更で入所してきた児童を、里親に出してはどうかという話があり、親権者(母親)に連絡をとると「里親に出したくない」と言われた。母親は、電話や面会はほとんどなく、他のきょうだいは母親のもとにおり、何度か打診はしたが、拒否されてきた。数年後、児童が小学校高学年になって、母親に本児との関わりを持ってもらうために電話すると、「里親に出してもよい」との話があったが、年齢的に難しかった。
No.112	◆週末里親だけでも、承諾しない親権者のケースがある。
No.113	◆施設側から判断すると、親権者の養育能力も厳しく、入所児童の引き取り意思も弱いのに里親委託を頑なに拒む例がある。
No.114	◆母子家庭。今まで入所していた児童養護施設から、きょうだい2人がいる本施設へ入所する。親権者(母)は無気力で、母子関係構築、愛着形成の視点から面会や外出をお願いし、「はい」とは返事するものの、なかなか実行してくれない。特に本児とはかかわりが少ないことから、児童相談所と話し合い、里親委託を検討するが、母親はかたくなに里親への委託を拒否する。本児は現在小学校中学年になっているが、母親は相変わらず面会もほとんどない状況であるが、年末や夏休みには短期の一時帰省を実施している。
No.115	◆養育里親ではないが、入所児童の長期休暇の時(春休み・夏休み・冬休み・連休等)、家庭で短期にあずかっていただく週末里親の利用を進めようとした際、親が拒否した例があった。長期に施設生活を余儀なくされる児童に対して、家庭生活を体験してもらうことが、本児童の最善の利益につながると関係機関どうしが確認するケースでも、親からすると「施設で十分でなのに、なぜ普通の家庭に行かせるのか！」と拒否する。
②	子どもの引き取り(連れ去り)に関して
No.116	◆親権者である母親の服役中、暴力団の元夫が虐待の認識が薄いので、威圧的に当該児童を引き取りようとした。
No.117	◆親権者(父親)が同意し入所にいった例であったが、夜間に突然に来園し、職員の話も聞かずに園舎のなかに入ってきて、寝ている子どもを無理矢理に連れて行ってしまった。
No.118	◆虐待により、職権一時保護、その後、子どもは施設入所に同意をしたが、親権者はこれを強く拒否。児童福祉法28条の措置を求めて家裁に申立を行ない、承認され施設入所となったが、親権者はなおもこれに納得せず、強制措置に反対する支援者に助けを求め、それらの方々によるさまざまな活動が児童相談所と施設に行われる。最終的には学校帰りの入所児童を待ちぶせ、連れ去ってしまう。

No.119	◆親権者(母親)は精神疾患及び知的障害があり、現在は生活保護を受給中。その母親と同居している男性が、入所児童のくづかいの使い方等、施設に細かくクレームをつけるケース。母親と男性は、警察・児童相談所・県庁にも施設へのクレームについて報告し、面会・外泊の実績がほとんどないにもかかわらず、入所児童の引取りを執拗に要求している。
No.120	◆入所児童を強引に連れ去ろうとしたケースでは、児童相談所にすぐ来てもらい、その場で話し合った。親権者は納得はしなかったが、強引な連れ出しはしていない。
No.121	◆虐待通告で警察から児童相談所にかかわったケースであるが、親権者に虐待の意識がなく、「子どもを鍛えるための教育している」と言い、施設へ非協力的で子どもを早く引き取る要望を出してくる。内縁の夫も暴力的で職員へも手を出すこともあった。
No.122	◆ネグレクト(養育放棄・子どもたちだけの生活をさせる等)で児童相談所へ通告あり、同意入所となったが、しばらくして入所児童(きょうだい4人)を学校下校途中に待ちぶせして連れ去ったケースあり。
No.123	◆虐待による入所であったが、親権者(母親)が突然面会に来て、面会のみと約束をしたが、少しの間外出をと言い出して、断るが受け入れてもらえず、時間の約束をして外出させるが、そのまま帰ってこなかった。児童相談所にも連絡し、施設へ戻るように説得するが、結局戻らなかった。
No.124	◆きょうだいで入所してきたが、親権者である父親がその日の夜に飲酒した上で、強引に入所児童たちを自宅に連れて帰った。
No.125	◆28条ケースで入所した児童、親権者である母親が、自宅への帰宅の際、子どもを学校に登校させなかったり、数日間連れまわすことがあった。施設と児童相談所へは「子どもが勝手に入所させた」と言い続けている。
No.126	◆面会の際、入所児童を自宅に連れて帰り、施設に戻さなかった。「自分で今後養育するから大丈夫と」いって子どもを施設に帰さず、何度も児童相談所が説得したが、子どもを施設から連れ去ってしまった親権者。(この間2ケースあり)入所理由はいずれのケースも「虐待の疑いあり」だった。
No.127	◆親権者ではなかったが、入所児童を幼少から育てた里親において虐待があり、都道府県が里親を取り消したケースで、施設入所後、元里親が何度も施設に「子どもを返せ」と電話でどなった例がある。
③	結果的に再措置となってしまった事例
No.128	◆以前にあった例 *親権者(継父)の心理的虐待:入所の同意を得るために、児童相談所で警察官同席のもとで話し合いを行った経緯あり。保護者(継父)から、「実母の話だと、子どもが施設や学校生活に不満を持っている、対応が悪いのではないか、関わった職員、学校の担任を出せ」等の電話が頻繁にあった。最後は、「大人と大人の話をしよう」「職員の親は施設長」と、入所児童を引取りたいためにさまざまな言葉をかけてくる。施設長が対応の窓口となり、事実を確認し話と違うことを伝えると、再度同じような内容の電話が続いた。最終的には、継父は引きさがったが、その後、その児童のきょうだいが通学する地元の小学校の担任に対しても、同様の関わりがあり対応に苦慮したことを聞いている。そのきょうだいも児童養護施設入所となる。
No.129	◆親権者が入所に同意したが、入所児童が下校中に親権者が車で連れ出したケースがあった。親権者はその後、施設や学校職員の対応を細かく指摘し、「施設や職員が子どもに対して虐待行為をしている」と警察に通報。その後、半ば強引に引取りを行うも、その後結局は親子関係が不調に終わり、他の児童養護施設に再措置となった。

No.130	◆保護者から様々な形で強い要求が出てくるが、しばらくすると軟化して良い親を装い、頭を下げて入所児童の家庭復帰を望んできた。施設・児童相談所とも慎重な対応を続けていたが、入所児童の家庭復帰要求が強くなり、また、心も態度も変わったと信じた結果、家庭復帰を試行したが、虐待の再発により当該児童を再度保護。
No.131	◆施設や児童相談所が入所児童の現状を考え、情緒障害児短期治療施設への措置変更を勧めるが、保護者が同意せず、このタイミングを失ってしまう。その後、保護者は当該児童と一緒に住みたい一心で強引に引き取ったが、親子関係がうまく行かず、2か月たらずで一時保護となった。
No.132	◆親権者との関係で、当該児童の入所までは約3年間を要した。その後の面会のたびに、入所理由を尋ね、措置書に書かれた理由を伝えると「違う」と話し、しばらく入所理由について説明をする。担当が替わるごとに確認をする。施設側も親権者(母親)が説明する入所理由を認識し、母親に伝える。きょうだいの卒業と同時に家庭復帰となるが、入所児童のアルバイト料から生活費2万円を出すように言われたり、学費をアルバイト料から支払うように言われ、入所児童と親との関わりがうまくいかなくなって、家を飛び出したりして施設に助けを求めてきたことで、再措置となった。
No.133	◆子どもより内縁の夫側についてしまう親権者(母親)が、子どもがいることにより児童手当が入ってくることで、子どもの施設入所に同意しない。その後子どもを施設入所をさせたものの、やはり自分で子どもを育てたいということで、施設より入所児童を連れ去る。母親宅への外泊中、母親が不安定になり「子どもと共に死にたい」との訴えの電話があり、警察に緊急対応してもらった。入所に同意をされたが、後にその同意を撤回され、施設にさまざまな要望の電話や来所を繰り返している。
③	その他
No.134	◆ネグレクト等が原因で、子どもが施設に入所しているが、施設での養育について批判的な親権者(親)が多い。園内外での行事の際、親どうして施設や担当職員の悪口を言うことがあり、また入所している自分の子どもに対しても、施設や職員の悪口を言う等、施設に対しての理解が乏しい親権者(親)も見受けられる。
No.135	◆親権者(母親)が統合失調症で、施設入所に拒否的で施設の対応、指導に対して連日のように苦情が入り、職員に対してきわめて攻撃的な面がある。
No.136	◆児童福祉法28条適用で、児童相談所との連携で手紙等のやりとりから、現在は面会を試みているが、親権者である母親は不安定であり、入所児童が母親の気持ちに振り回されている。
No.137	◆非協力的な親権者に対しては「できればかわりを持ちたくない」という気持ちになってしまい、距離間ができてしまう。
No.138	◆何年か前の事例であるが、親権者(アルコール依存症の男性)が電話を昼夜かけてきて、施設の養育態度についてクレームがあり、施設の業務に支障をきたした。
No.139	◆親権者に虐待の認識がなく、なぜ入所しなければならないのか納得ができていないため、親権者と口論になる。言うタイミングや言い方があるのも理解できるが、児童相談所の説明不足があることも否めない。施設の対応が気にいらないと、「子どもを引き取る」といって、制止も聞かず、入所児童を強引に連れて帰り、数日後「迎えにこい」と言われる。「児童相談所が良いといった」など、機関どうしの話をく利用して話を作ることがある。例えば「今度の帰省は1週間よいと言った。後は施設が良いと言えばOKだと言われている」など。
No.140	◆はじめ、ショートステイで利用していたが、親権者(母)が病気のため措置となる。入所時から母は児童への思いが強く、何度かの帰省に時間が守れないことが多かった。措置解除後に下の子が生まれ、上の子にのみ外出を行なうが帰って来ず、母は本児を連れて県外の実家の方へ行っていた。その後は母は単独でなく友人付き添いでなければ、外出・帰省はできないことになった。

No.141	<p>◆父子家庭。入所後、親権者である父親の面会もあった。高校入学に対しても施設での生活することについても、父親の援助等もあり順調だった。その後、父親のリストラがあり、父親と連絡が取れない状況になる。施設の職員が電話をしたり、訪問したりしていたが、父親との接触ができない状況が2年以上になる。入所児童が入院が必要な状況になり、父親との接触を試みるがまったく会えない。児童相談所のほうも接触しようとするが、同じ状況。私たちが児童の養育にあたる際、どうしても保護者の同意が必要になる時があるが、このような場合、対応が困難である。</p>
No.142	<p>◆親権者自身が転居を繰り返しているが、子どもの状態にかかわらず、転居先の近くの施設への措置変更を強要している。</p>

【事例4】子どもの契約行為、退所後の生活に関して困難をきたした具体的な事例	
①	子どもの契約行為に関して
No.143	◆親権者(継父・実母)ともに、入所児童の携帯電話の所有を認めず、新聞配達で得るアルバイト料で携帯談話を持ちたいという入所児童の願いをかなえるために、施設名義で携帯電話を購入し、電話機の支払いと月々の料金の支払いを施設会計預金口座を利用して行った。親権者からは在園中も退所後も入所児童に対して生活費の無心あり。現在の携帯電話は祖父が買ってくれたもので、そのことは親権者には話していない。
No.144	◆入所児童の養育に関心がなく、再三の施設や児童相談所から呼び出しにも対応しない親権者。このようなケースの場合、施設長等がアパート契約の保証人になるケースがある。
No.145	◆入所児童の携帯電話契約については、親権者への説明を行い概ね同意はされるが、まれに、「同意すると問い合わせや自分に責任が被さってくる」と拒否的なケースもある。
No.146	◆アパート契約や就職身元保証に関しては、親子関係不調(虐待も含む)で親権者が同意しないケースもあるが、入所児童自身が親権者へ頼みたくないというケースもある。
No.147	◆祖母から母親への養育権異動の手続きを行ったが、祖母と内縁関係のある男性から電話がかかってくる。入所児童がアルバイトで稼いだお金を貯金するために通帳を作ったが、「母親の近くの銀行でないと困る」とのことでの苦情あり。退所までの児童と祖母との関係が悪く、アパートの契約ができず、施設長が保証人にならざるを得なかった
②	子どもの進学・就職等に関して
No.148	◆大学進学に反対され、親権者(父親)に保証人になってもらえなかった。他に代わりを立てることができず、さまざまな交渉をして、児童相談所長の上申書により施設長が代理で保証人となった。父親はアルコール依存症で、児童本人の高校在学も認めず、本児童の意志を無視して学費を滞納し、本児童は不登校になっていたところを保護したケース。親権は父にあり、それを盾に他人の関与を拒んだりした。
No.149	◆今春、入所児童の大学進学に際し、大学、アパートなどの契約書類に親権者がサインを拒否。施設長の個人名をもって対応。
No.150	◆入所児童の就職が決まり、家庭引き取りになったが、親権者(母)との関係は別居生活が長かったので、家庭生活がうまく行かなかった。自分でアパートを借りて出て行くように母に言われたが、持ち帰ったお金も母に取られ、途方に暮れて友人宅に居候する。就職も1ヶ月ぐらいしか続かず、お金もなく困っている状態である。
No.151	◆実子である女兒を、小学校高学年の頃より自分の性の対象としていた実父が、その女兒の証言で窃盗、暴力などで刑務所に入所。その間、高校生まで施設で養育するが、実父が出所・引取りとなると入所児童本人が拒否した。そのため、児童相談所の依頼で、施設長が未成年後見人を引き受ける。
No.152	◆退所後、遠方で仕事をしていた退所児童の仕事を辞めさせ、親権者の近くで働かせようとして仕事は結局見つからず、親権者の希望で夜の仕事をさせた。
No.153	◆施設長が就職、賃貸の保証人になった。

No.154	◆母子家庭、実母は統合失調症で実子3人が当施設に入所している。子どもの高校進学にあたり、子ども本人は自宅からの進学を希望しており、実母もそれを望んでいる。しかし、実母は子どもの帰宅宿泊、施設内での親子宿泊の後は体調不良になってしまう。関係機関も含めて家庭復帰しての高校進学は困難であるとの見解で一致しているが、実母は3人の子どもすべての引き取りも希望している。家庭復帰になれば入所前の子どものネグレクト、不登校状態が再発することが予見され、調整に苦慮している状況。
No.155	◆親権者が保証人等にならないため、施設長が保証人になるケースは多々ある。保証人がいないと、アパートを借りたり就職することができない。
③	「子どもに連絡を取りたい」等の依頼について
No.156	◆卒園した児童の住所を知りたがる親権者は過去にあったが、施設側からはできるだけ、教えないようにしている。
No.157	◆親権者(実父)の帰省中の性的虐待が疑われる行為があったため、本人の意向を尊重して面会などの交渉を止めてきたが、退所後、保護者が児童のアパートをつきとめ、接近をはかったので、本人が恐怖感を感じた。
No.158	◆退所児童が、退所後の行き先や居場所を親権者に知られたくないというケースもある。しかし、親権者はしつこく居場所を探したり、施設職員へ無理に情報を求めてくる。
No.159	◆長年、服役などで音信不通であったのが、就職卒園した児童の就職・居住について問い合わせが時々ある(子の援助の期待?)が、一切情報を提供していない場合は、児童相談所で聞くように話す。
④	子どもに対する親の無心について
No.160	◆親権者(継父)が自家用車購入のために、入所児童が高校3年間の新聞配達アルバイトで蓄えたお金の一部を渡すよう、退所間際に電話があった。退所後にやむを得ず、当該児童が親との関係を立ち切る気持ちで30万円を渡した。
No.161	◆定時制に通学しながら、日中はラーメン店でアルバイトをしていた入所児童に対して、いろいろな理由をつけて「お金を送って欲しい」と親権者(実母)から電話が度々あった。入所児童は、「実母といえるきょうだいのことを思うと仕方ない」といって送金したり、帰省の時に必要以上にお金を持って行ったりしていた。
No.162	◆施設退所後は、「子どもの借りたアパートに自分も住みたい」「退所後は金銭的に親の面倒を見てくれ」等、退所前から入所児童に要求する親権者がいる。
No.163	◆卒園し、自活している退所児童に、親権者が金銭的な援助を求めてくる。また、当該退所児童名義で借金をすることがある。
No.164	◆高校卒業後に施設を出て自立・就職した退所児童に対し、親権者(実父)が再三にわたりお金の無心を行ない、退所児童の職場にまで電話をすることもある。退所児童はせっかく入った職場に居づらい状況になった。
No.165	◆就職した未成年者の退所児童に振袖のローンを組ませ、親権者(母親)の口座に毎月お金を振り込ませている。母親は自分も一部を払うというが、収入はない。

No.166	◆退所・就職した退所児童(未成年者)に親権者がお金を無心しに来る。
No.167	◆児童は身障手帳を持っていた。親権者(母親)が自分の携帯電話が使えなくなったため、児童の身障手帳を貸してもらい、当該児童名義の携帯電話を作る。その後、母親は住居不明となり、施設からの電話にも出なくなった。児童名義の携帯電話の督促状や、債権会社からの督促状が届くようになった。当該児童は就職をするために携帯電話が必要となったが、母親の負債があるために、携帯電話の契約ができずに困った。その後、児童の親戚の名義を借りて、プリペイド式の携帯電話を持たすことができた。
No.168	◆親権者(実母)が、入所児童の高校卒業後に専門学校での勉学希望を断念させた。施設は九州だが、実母が働く会社(関東)に仕事を斡旋し、低賃金で働かされ、購入する衣服も実母が着るといって持って行く。時々お金も無心される。断ると、2~3回関東から九州の施設に面会に来たことがあるが、「その時の旅費を返せ」といわれることがあった。
No.169	◆退所後、退所児童が仕事をしているとわかると、親権者(親)が何かにつけてお金を要求する。
No.170	◆数年来、何の連絡もなかった親権者(母親)が、児童が高校を卒業する頃に現れ、「生活を援助してほしい」と頼み込んでくる。退園して施設の県外に就職すると、母親が毎月お金の仕送りを求めてくる。母親の要求分のお金を仕送りしないと、母親は直接退所児童の就職する会社に電話し、要求額を直接母親に送金するよう依頼する。母親からの電話を職場から注意された退所児童は、半年ほどで会社を辞めている。
No.171	◆入所児童が18歳になって自立しようとした際や、自立してから、今まで子どもを養育しなかったにもかかわらず、子どもの収入をあてにしたり、「親の面倒は子どもがみるのがあたり前」と、子どもが自立した後あてにしてくる親がいる。場合によっては、施設退所後も退所児童から「バイト代等で貯めたお金を預かってほしい」という例がある。
⑤	その他
No.172	◆退所後、当該児童は頑張っていたが、親権者である親が新興宗教に入信しており、そちらに入信させてしまった。

3. ヒアリング項目 ③、④、⑤についての意見

全国児童養護施設協議会

常任協議員等（執行部）への意見聴取結果

【ヒアリング事項③】施設内の児童の身上監護について、親権よりも施設長の権限が優先することを導入することについて	
No.173	<p>【条件つき賛成】 施設入所中の子どもの病気など、急を要するときなどは、施設長の権限が優先することを導入をお願いしたい。意見調整の場や、施設が判断に迷う場合に、意見を求める機関があればよいと思う。</p>
No.174	<p>【条件つき賛成】 施設長の権限を優先することは歓迎するが、そのようなケースにあっては、親とのトラブルが子どもに大きく影響することがある。児童相談所においても親権が優先され、親との調整が困難になることも多々あることから、客観的な司法判断の裏づけが必要と考える。 また、その後の状況によっては、相当の覚悟を持った判断をせざるを得ないこともあり得るため、子どもの権利を阻害することにならないよう、行為に移る前にその判断の正当性を判断する、司法が関与する機関も必要ではないかと考える。</p>
No.175	<p>【現状の改善が必要】 現状でも、施設長に認められている権限(監護、教育、懲戒)を十分に行使することによって、解決できることが多い。 したがって、親の権限行使を制限するための立法の必要性はないと思われるが、紛争をまねいたときのことを考えると、裁判所の判断を必要とすることが、紛争の予防と子どもの利益実現につながると考える。</p>
No.176	<p>【現状の改善が必要】 親権は、一方で子どもの保護責任を親に課すことを含むものであると理解すれば、最善の利益が守れなければ制限(施設長権限を優先)することは必要。 しかし、最善の利益とは何かの基準がなく、親と施設長の見解の相違も生じる。ゆえに、その裁定あるいは判断を示す第三者機関とその制度、加えて、急を要する状況が多いので、児童福祉審議会などではなく、もっと権限のある裁判所、そして中間的に弁護士介在ができる制度が必要。</p>
No.177	<p>【安易な導入は反対】 安易な導入には反対である。親にとっても、子にとっても大きな人権制限となる。導入にあたっては、身近な日常生活にかかわるものに限定すべきである。 経済行為(預貯金口座の開設、管理、アルバイト就労、賃金の管理、携帯電話などの軽易な契約)、法定伝染病の予防注射等で、それ以外の高校進学、就職については、子どもの将来(人生)を決定付けるものまで広げるのはどうか。 また、退所まで親権を制限することとなった場合、退所後の親権はどうなるのか。退所をもって親権制限は終了することになると考えるが、その後の親権は誰がどのようにするのか。 また意見調整の場等について、民事調停のようなものであれば良いが、単に意見を求める機関の意見を参考として決めるとしても、意見を参考にした措置について、異議がなされた場合、どこまでその機関の意見が対抗できるのか。単なる参考意見であれば必要ない。</p>
No.178	<p>【導入には反対】 施設長の権限が親権よりも優先する制度の導入には反対。理由は、現状制度でも施設として不都合を感じる場面は少なく、今後も同様に不都合を感じることはないように思われる。 むしろ施設長に権限が導入されると、本来的に行政が行うべき業務も、施設長もしくは施設に委託される場面が増え、逆に施設と保護者との信頼関係の形成に支障をきたすケースが増えるように思われる。親権よりも優先されるべき権限は、児童相談所等の措置権者に持たせるべきであると考え。 仮に、施設長の権限が強化された場合、当然調整機関が必要である。</p>
No.179	<p>【考え方の整理が必要】 施設入所はあくまでも行政の措置委託であり、施設は親と直接契約を結んでいるわけではないので、親権そのものの代行権を付与するものではないはずであり、施設内における施設長としての身上監護権というものを明確に確立すべきである。親権とは別のものとして扱うことが必要。</p>

【ヒアリング事項④】施設長等が親権を行う事例が増える可能性について	
No.180	<p>【未成年後見制度の整備が先】 未成年後見制度をきちんと整備する必要がある。施設長が未成年後見人を引き受けるべきではない。財産管理権も与えられていない現状で、未成年後見人を受けるのはおかしい。</p>
No.181	<p>【慎重な検討が必要】 当施設では、必要に応じて施設長が未成年後見人となっているが、施設によっては施設長の交代のサイクルが早い施設もあり、一概に施設長が未成年後見人になったり、親権代行を行うことは慎重に検討したほうが良いと考える。</p>
No.182	<p>【司法の介入が必要】 従来はこのような事例は少なかったが、親権の停止、制限が柔軟に行われるようになった場合、親が存在する以上は、トラブルが起きやすくなる。そのため親権の停止手続きには司法がしっかりと介入し、理由と解除の方策も親に明確に示し、理解してもらうことがまず必要。また公的機関代行が望ましい。 法人代行は、施設長が理事長に代わるだけであり、役職が異なる個人になるだけで、意義は薄い。措置権者が代行するのが自然。</p>
No.183	<p>【法的整備が必要】 未成年後見制度は、いままで積極的議論がなされていない。施設長が具体的にどの範囲で権限を行使すればよいかわからない。子どもの養護の社会的責任を考えれば、法的整備は不可欠である。</p>
No.184	<p>【措置権者としての児童相談所のかかわりが必要】 いずれにしても、施設長単独(独断)で行うことなく、児童相談所長なりのチェック機関が必要となる。</p>
No.185	<p>【子どもの育ちの過程における整理が必要】 親族等のなかから未成年後見人を選任している現状はそのままで良いが、施設長は職員でもあり、社会福祉法人の公的使命を果たす意味から、社会福祉法人が未成年後見人になることは良いと思う。ただし、措置解除後の、成人にいたるまでの措置権者と未成年後見人との関係、有事の場合の補償、一法人一施設の負担についても整理する必要がある。 裁判の結果ということではあるが、現場や子どもが不利益を被らないような、最善の利益追求に向けたいとなみが保障される法整備をお願いしたい。</p>
No.186	<p>【子どもの将来を考えればやむを得ない】 未成年後見人が見つからない場合には、施設長等が親権を行わなければ、その子どもの就職や将来に影響すると思われるので、やむを得ないと思う。</p>

【ヒアリング事項⑤】 その他、親権問題についての意見	
No.187	<p>被虐待児ケースが中心となり、そのための法整備が全体に関係することはそのとおりである。虐待だけではなく、障害をかかえる親への困難な対応も多くなっている。</p> <p>親権問題とは別になるが、どのような状況でも、家族統合の可能性を探る姿勢は必要である。関係の修復、改善に向けて、親権の制限を受けた、あるいは問題のある親への業種、分野をこえた横断的な支援体制のあり方についても早急に検討していく必要がある。</p>
No.188	<p>慎重な検討が必要。とくに調整機関、チェック機関の設置は必要。また、施設長資格の見直しも必要である。</p>
No.189	<p>施設長の権限強化については慎重な協議が必要。もっと現場の意見を聴取し、時間をかけての協議が必要。</p>
No.190	<p>当施設には、非親権者の実父からの虐待により入所した子どもがいる。親権者であった母の死亡により、養育者が実父となっていた状況である。虐待介入により子どもが保護されたが、後見人が選任されないと正式な施設措置がされないため、時間をかけて考慮した結果、児童相談所は弁護士に依頼し、弁護士に未成年後見人を引き受けてもらい、現在にいたっている。</p> <p>このように、弁護士あるいは弁護士会に引き受けてもらう制度は可能であろうか。</p>
No.191	<p>子どもの利益を守るためにだけある、司法の成立を願う。親権行使は児童相談所の所長が職として行うのが適切であると考えますが、そうすると行政と司法との関係で課題が残るかもしれない。</p>

4. 参考資料

親権にかかわる児童養護施設長へのアンケート結果

全国児童相談所長会が実施、発表したアンケートを参考に、児童養護施設長に関係すると考えられる項目について、設問をほぼそのままとして、下記の児童養護施設長を対象に実施したもの。

実施対象：全国児童養護施設協議会協議員 65名

(各都道府県段階の児童養護施設協議会から選出)

回収率：45名(70.8%)

※ 全国児童相談所長会のアンケート結果は、5月31日に開催された「第2回児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」で公表されている。

質問1(施設入所中の親権の取扱いについて)

施設長による子どもへの対処・手続き等が、親権者の親権に優先する枠組みについて

賛成 26名 57.7%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの支援には、施設長の対処が欠かせないものだと思っている。 ・親権者でも子どもにとって不適切な関わりをしている場合があるため。 ・子どもの利益を優先させるため。 ・施設長と保護者の親権で優先すべき範囲を分けることは困難と思われる。よって、監護、教育および懲戒に関する範囲全体が相当である ・子どもの医療行為を受けさせることなど、緊急性が高いケースにおいて、親権者の反対で子どもの命を危険にさらしたくない。 ・優先する内容を明確化する必要がある ・ただし、日常生活にかかわる部分等に限定したほうが良い。よって、一部停止や一時停止について、内容や期間等しっかりとアセスメント、および診断できるシステムづくりが最低条件として必要。 ・入所中に部分的に制限する形で優先することは必要。子どもの利益を優先する観点で即判断すべきことが日常的多いため。 ・47条2項を強調させ、措置中は優先させることが必要。 ・ただし、事前にできるだけ保護者の説明が必要。 ・そのような枠組みを作ることで、親権者との対等の協議が出来るように思っている。 ・親権者の意見は最大限に尊重するが、子どもの利益を考えると、施設長による措置が優先されて然るべきケースがある。 ・ただし、監護・教育および懲戒などに関することが、本当に「子どもたちの最善の利益」となっているのかどうか、正しく評価する第三者機関の存在を再確認する必要がある。 ・児童の最善の利益から考えても、児童の身上監護を行なっている施設長の方が望ましい。 ・条件付きなど整備は必要だが、そうでないと子どもを守りきれないことがあるため ・実際の生活をみているのは施設であり、その長が親権者よりも優先されるべき。
反対 7名 15.5%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は他人、親権に対抗して判断できない。 ・親権者とのトラブルが正面から受けなければならず、施設として大きな負担となる ・司法上で処理すべきであろうし、もう少し具体性が必要。 ・施設長の職務、権限などから考えると、重すぎるし、施設長の措置に対する保障・保護が見えない。 ・施設長のなかには資質の問題がある。
どちらともいえない 10名 22.2%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長が優先するとした場合に、制度上そうであっても施設長の資質次第でその対応が異なる事もあり、実際面で実効力を発揮するためのフォローする司法関与等のシステムも必要のように思う。 ・親権者の親権に優先する際の諸問題について、まだ施設としての相違が形成されていない。 ・職責の施設長としても個人的責任範囲が増大かつ重責となる懸念あり。 ・被虐待受入加算対象児童及び28条措置児童の親権者の親権を部分的あるいは一時的に施設長優先させることには賛成だが、親権の全て施設長優先は、ケースによっては難しい問題が発生するのではないかと懸念する。例えば、多大な財産を持った児童の財産管理等。 ・親権の内容(部分的)が法的にまとめられるのか疑問である。 ・勉強・理解不足

質問2(施設入所中の親権の取扱いについて)

施設長にではなく、児童相談所長(都道府県)に権限を与え、児童相談所長(都道府県)から「委任する」枠組みについて

賛成	24名	52.1%	理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・措置権者は都道府県であり、施設側の難しいケース対応が増えると思われることから、より連携を図る上からも委任する形が良いように思う。 ・措置権限者が権限を持つことによって、親と施設との関係にワンクッションできること。また、そのことが子どもにとってもプラスになると思う。 ・児童相談所と施設との共同による親権行使により、実親への対応がよりの確に行いやすい。 ・措置権者は都道府県であることから、都道府県から施設長に親権を委任することが望ましい。また、施設長の親権乱用を防ぐためにも、都道府県の関与も必要であると思われる。 ・現実的なトラブルが発生した場合、親との交渉に他機関がワンクッション入ったほうが良いケースがある。 ・施設長のみでは親権者とのトラブルに対応するのが困難 ・所轄の公的機関に権限強化が必要。 ・児童相談所長も相応の責任を負うべき ・措置権者である行政との関係から、また、公に責任を明確化するために ・児童相談所長に措置権があるため。 ・社会的養護という概念を考えた時、妥当だと考えている。 ・入所は児相所長の行政処分であり、行政処分者が一定の親権(散髪など日常生活にかかわるもの)を委任すれば、児相所長の監督で適正な親権行使が担保される。 ・県や児相の権限があると安心である。 ・児童相談所の権限であるべき ・施設長にすべて任せるのではなく、児童相談所で客観的に判断するなど、ワンクッション置くことが望ましいと思われる。
反対	12名	26.1%	理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所長は転勤があり、本当に親権者として適当なのか ・緊急性の高いケースについて、日常的に最も近い施設長のほうが良いと思われる。 ・公権力としては児童相談所長の権限が必要と思われるが、日常の枠組みとしては、すぐに対応できる施設長の方が適当であろう。 ・日常的な身上監護は常に拙速が優先される。 ・形式的で実効性に乏しい
どちらともいえない	8名	17.4%	理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、事例によって親支援がより困難なケースは、児童相談所長が親権を持つなどもあってよいと考える。 ・もともと措置権者である児相から、子どもの措置(入所)、つまり委任されているので、第一義的に施設長に親権の権限が与えられることになるのではないだろうか。その際でも、児相長と施設長は、風格として機能するのでは。 ・部分的又は一時的な親権制限がかけられる制度となれば2に○を振るが、オールオアナッシングならば1に○を振る。 ・日常的に児童に接していない制約が様々な場間で表面化すると思う。 ・どちらでも良い ・ケースバイケースによるので、どちらとも言えない。
NA	2名	4.3%	

質問3 児童相談所長、施設長等(里親含む)が、親権者の同意なく医療行為を受けさせることができることについて

賛成 28名 60.9%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に同意が必要だと思われるが、子どもの生死に関わることや、健康に関しては児童相談所、施設長等を優先させてよいと思う。 ・緊急対応などで、困ることになる。 ・子どもの利益を優先させるため ・医療行為に関しては迅速な対応が望まれるケースが多くあると思われます。そのような場合に親権者の同意を取って医療行為を行なっているのは命に関わることも出てくると考えられます。 ・不慮の事故等、医療的な処置が急務な場合、日常的に連絡がつかない親が多数いるため。 ・緊急性に対応できるように ・緊急性の高い場合を考えれば、同意を待たず、実施することも必要と考える。 ・緊急の処置が必要な場合など、子どもの健康を考えれば、児童相談所長や施設長の判断も必要となる。 ・その要件を判断できる親権者が少ない(行方不明も含めて)。一方で親権者への説明は必要不可欠。 ・緊急時の判断は、医学的にも所見に基づくことを原則とする。 ・命を預かっている。 ・特に緊急時の対応として必要 ・医療行為は緊急性が高いため。 ・子どもの生命を最優先するため。 ・服薬と手術とは同列に考えにくい ・基本的には、インフォームドコンセントを大切に、親権者に対し説明と同意を原則としているが、親権者の意向が不適切な場合や緊急性の高い場合を考えると望ましいのではないかと考える。 ・医療行為、特に児童の健康に関わる場合、的確な判断ができると思われるから。 ・現場では児童の疾患を黙認できない。 ・受けさせられないことにより子どもの身、生命が危険にさらされるため ・できる限り同意を得るが、緊急の場合は子どもの生命に関わることなので同意なしでも医療行為を受けさせるべき。
反対 2名 4.3%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・親権者が子に対する責任を認識するのに役立っている事項である。宗教上親が同意しない場合は別途司法の速やかな判断が必要。

どちらともいえない 13名 28.3%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースバイケースである。 ・宗教上の理由等により同意を得られない場合もあり、児童の福祉の観点からすれば施設側の対応が妥当かどうかの判断は容易だが、その後の対応に相当苦慮することもあり得るため、医療行為を受ける是非を確認するためにも児童相談所を経由した司法の判断が必要ではないかと思う。 ・医療行為による問題発生も考えられる ・医療については生命に直結し、日常的な医療行為と手術等重大な医療行為を分けるべきであろう。(入所の時点で確認書を取り交わす必要はある) ・無条件に可能とするのは認められない。医療トラブルなどの多い中、基本は親同意を前提とするが、子の利益に反する輸血拒否や、緊急を要する場合などの条件つきで。 ・結果、重度の障害が残った場合の責任が施設長あるいはその施設を運営している法人に生じる可能性がある。原則、親権者の同意が必要ではないか。医療的ネグレクトケースと他の養護ケースを明確に区別しておく必要があるように思う。 ・虫垂炎などの緊急の場合は施設長の同意でしたことがある。緊急の場合を除いては親権者の同意をとるべきである。 ・権限の範囲を限定できれば
NA 3名 6.5%	

質問4 児童福祉審議会の意見を聴くことを前提に、児童相談所長、施設長等(里親含む)が、親権者の同意なく医療行為を受けさせることができることについて

賛成 22名 47.8%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に公平な立場の意見を聞いて進められると思うため。 ・施設長の判断に客観性を付与し、社会的に納得を得るため。 ・子どもの命に関わる場合、現実的な素早い判断によって判断によって、子どもの命が救われることが想定されるため。 ・とにかく子どもの生命を重んじ、安全と健康を優先すべき。 ・その要件を判断できる親権者が少ない(行方不明も含めて)。緊急性を要するものもあるため。 ・手続きが遅滞する恐れが心配されるがやむを得ない。 ・医療行為の決定は、場合によっては負担が大きいいため、賛成であるが、緊急な場合などは即応性に欠ける。 ・手続きの問題と思う。一刻を争う時は問題があると思うので… ・医療行為にもいろいろある。死を防ぐための医療行為で医師でも判断しかねるような成功率が高くないものについては、児相長や施設長だけで判断することが困難な場合がある。
反対 5名 10.9%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に対応が難しい ・児福審より機動性が高く、かつ第三者として認知される機関が必要と思う。 ・児童福祉審議会に緊急時のタイムリーな対応ができるとは思えない。一刻を争うような場面で、審議会の意見を聴くことは現実的に無理だと思う。
どちらともいえない 16名 34.8%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会の責任は追及できるのか ・緊急時の対応が出来れば賛成です。 ・医療行為に全てに対し、審議会の意見を聞くというのではなく、児童相談所長、施設長が判断に迷った場合、もしくは親権者と意見が対立している場合に審議会の意見を聞くのが良い ・宗教上の問題などあきらかに意見がくい違うケースにおいては、第三者的立場の機関が間に入ることも良いのではないか。 ・医療行為を受けるときは、予定・予期されるものではないため。また、緊急性の高いことが多いため、現審議会の機能からすれば、難しいのではないか。必要に応じて、ただちに審議でき決定される状況ができれば条件的には賛成。 ・医療の結果によって、民間施設の長又はその法人が訴訟の対象になるのであれば、原則、親権者の同意は必要に思う。入所中の子どもで親権者の医療的ネグレクトが原因でその子の命を失うようなことがおこらないような法的整備をしていただきたい。 ・緊急時の対応ができない ・児童福祉審議会の意見が事故があった時などに児相所長・施設長の措置を保護・担保するのか不明。
NA 3名 6.5%	

質問5 医療行為を受けさせることができるのは、新たな親権の一時停止など、裁判所の決定に拠らなければならないこと(現行と類似または同様の手続き)について

賛成	14名	30.4%	理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・施設長の資質等によって混乱を招くことも予想されるため、法的な裏付け・押せる根拠を現場では求めていると思う。 ・責任の所在が明確 ・医療行為を行なうとき、常に親権の一時停止を行なうのではなく、親権者と意見が対立したときに親権の一時停止を裁判所の決定により、医療行為を行なうのが良いと思われる。 ・医療行為は時間を問われて、即断を求められるので、手続き、審判の時間に配慮がなされれば、裁判の(可決)の判断(関与)は必要である。 ・民法上の損害賠償にたえられる仕組みも必要。 ・医療行為だけでなく、教育に関しても親権全部を制限するのではなく、親権の一部を制限する制度は必要だと感じている。 ・司法の決定であり、親権者の意義などに十分対抗できるのではないか。
反対	12名	26.1%	理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・そのための時間を掛けることにより、子どもへのタイムリーな対応をできずに不都合を生じる場合もあるので。 ・緊急を有する場合に対応が遅れる。また、親権そのものを停止することの重大さから慎重にならざるを得ない。 ・緊急時に対応が困難 ・そこまでの必要性を感じない。 ・時間がかかるので ・医療ネグレクトの場合、特に児童の生死に関わる場合、緊急性が必要であるため。 ・時間的に間に合わないことがあるし、一時停止まででない親が反対した場合に対応できないため ・緊急の場合に子どもの生命を守れない、現実的な方法で子どもの生命が守られるべき。
どちらともいえない	17名	36.9%	理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為の結果、子どもに障害が残るような場合も想定される。そのことで、施設が親から損害賠償等を請求されるかもしれない ・親権の一時停止・一部停止については、ケースに応じて判断の境目が難しい。 ・親権者不同意の入所でも、医療行為の同意拒否が予見できる場合は、一時停止又は一部停止を家裁の決定により行う必要があると思うが、通常のケースでは必要ない。 ・裁判所の決定となると、急を要する手術など、迅速に対応できないケースが増えると思われる。
NA	3名	6.5%	

質問6 (法人による未成年後見) 法人を未成年後見人に専任できるようにすることについて			
賛成	18名	39.1%	理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・法人が未成年後見人になれるということになれば、今まで後見人を立てることが出来ずに困っていた施設の職員の負担が軽減されることが期待される。 ・施設長個人では退職、転勤など人事上難しい ・現在は財産管理のみでの活用であるが、里親や施設長等の現実を鑑みて、身上監護権についても、もっと未成年後見人制度を活用しやすい制度として活用できたらよいと考える。 ・現行制度では、後見人選定が難しい以上、可能性として前向きに検討しても良いのでは。 ・一連のケースを通し、関われる法人(施設)が望ましい。 ・パーマネントケアを考えると、法人(特に児童福祉施設)の未成年後見人は意義があるが、現入所児童の対応に迫られる現実を考慮するとどこまで可能かが未知数と言える。 ・法人による複数の後見人の選任 ・どうしても必要なケースで、対応困難な場合を考えると、法人で対応できるようにすべき。
反対	9名	19.6%	理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・法人は責任所在が明確でないから。 ・後見人は個人が良い ・児童相談所(個人ではなく)が適切と考えます。 ・施設の負担が大きくなる。 ・公的機関が関与すべきである。 ・未成年後見人の主たる役割は、財産管理など経済行為であり、人としての関わりの中で、個人(自然人)が責任をもって行なうべき。 ・損害賠償請求の対象とならない民法の約定は難しいのではないかと。
どちらともいえない	17名	37.0%	理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・1法人複数施設経営をしているところは少なく、対応できる体制のある法人は、的確性も含めて現実的には少ないのではないかと思う。そして、選任するのであれば施設退所後の関わりの継続的な部分で法的な整備も必要ではないかと思う。 ・子どもの退所後のアフターケアの問題もあり、慎重な検討が必要。 ・施設の場合、社会福祉法人として未成年後見人となることが考えられるが、漠然としていて、施設長・理事長のほうが明確かと思われる。しかし、施設長の立替などを考えると、難しい点もあると思う。 ・法人がどこまで責任を負えるか、不透明な部分もある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって必要性はあると思われるが、乳児院・児童養護施設等、措置変更や移動になった場合に、その都度、法人後見人が変更されるのか、そのあたりの議論が必要。 ・報告書にあるように複数選任でき、身上監護と財産管理等親権の種類に応じた後見人選任が可能になれば賛成。全ての親権を法人が一手に受けるのでは、対応しきれない問題が発生するよう思う。 ・引き受け手を確保するのが困難であり、選択肢を広げる上でも有効。
NA	2名

質問7 (接近禁止命令のあり方について)

接近禁止命令の主体は、現在都道府県知事とされていることについて

1. 命令主体は、都道府県知事のままで支障ない(14名/30.4%)

・同意を得れた時と得れない時の面会・通信制限になったケースが一昨年から今年にかけて2例あり、親子再統合プログラムに沿って児童相談所と対応にあたるなど、改善がみられてきていることから、現状では特に問題はない。

・現状では支障がない(実績がない)が、できれば接近禁止命令の使いやすさ(弾力的な運用)が求められる。

・体験していないこともあるが、罰則規定もあるので良い

・現行の通りでよいのでないか。(虐待防止法第17条)

・現状、裁判所とする必要は感じない。

・体験したことがなく、今のままで良いのではないかと考えている。

2. 命令主体は、都道府県知事では支障があるため、裁判所が望ましい(12名/26.1%)

・裁判所の方が力強さを感じるから。

・接近禁止命令に関しては司法的な関与を強化し、違反した場合の罰則を設けることも考慮した方が良いと思われ、施設職員の安全を守るという観点からも必要と思われる。

・手続きの煩雑さが課題であるが

・法的背景をもってすべきである。

・DV防止方でも接近命令は裁判所である。

・親権者の異議・不服申立などを考えると、司法の決定が良い。

3. 命令の主体にこだわらない(どちらでもよい)(16名/34.8%)

・命令が有効であれば良い

・面会・通信制限で対応はできていると思う。それ以上のケースでは、命令の主体により実行性の早いところが良いと思う。

・接近命令にいたるまでの手間(時間)が最小限の公的機関であれば、こだわらない。実績いかんにかかわらず、なるべく早く命令が出せる公的機関が良い。施設は子どもの最善の利益を守ることが第一義的使命である。

・具体的な有効性があれば良い。

・速い決断が求められるので、どちらかはこだわらない。

・ただし、強制入所だけではなく、同意入所および一時保護の場合においても必要な場合があり、その拡大を望む。

・ケースによって異なるため。

NA (4名/8.7%)

質問8 (接近禁止命令のあり方について)

接近禁止命令は、強制入所(28条)と面会・通信の全部制限が要件となっているが、これを同意入所や一時保護ケースにまで対象拡大する必要性について

1. 現行の面会・通信制限で対応ができており、接近禁止命令まで必要ない
(13名/28.2%)

・現行法においても、接近禁止命令までの手続きの道筋が明確であれば、改めて文言を加える必要はないように思うが、時間が原因となる不測の事態が想定されるようであれば、その必要性について今後の検討する必要があると思う。

・接近禁止命令を出すとしたら、その解除条件がその見極めとなる。

・先の家族再統合を考慮する必要があるため。

・対応の難しい場合が多々あり、苦慮することがあるが、制限は最低限にすべきである。拡大については、必ず反論が出て親権制度の議論に時間がかかったり、中途半端な議論で見切り発車され、後々の運用で混乱することになる。

・裁判所の決定となると、急を要する手術など、迅速に対応できないケースが増えると思われる。

2. 面会・通信制限だけでは十分な対応ができないので、接近禁止命令が必要である。
(24名/52.2%)

・施設側としては、強制力のあるほうが安心・安全上よい。

・最初同意をしても、後から反対を申し出る親権者がいるため。

・同意入所や一時保護であっても、強引に引取りを希望してくるケースが、これから増えてくることが予想されることから、この接近禁止命令は強化する必要があると思われる。

・困難なケースを想定すれば、対象拡大は必要と思われる。

・ことに施設に一時保護委託する場合には必要である

・虐待ケースの増大とともに、ケース内容も煩雑化して来ている。

・同意入所や一時保護のケースに応じては、納得していないことからくるトラブルも考えられるため、必要性を感じる。

・精神的に不安定な親権者が多い。当初は同意入所、一時保護であっても、その不安定さから気持ちを変更される親権者に対しては、子どもの安定を守る観点からその必要性を感じる。

・形式的には強制入所ではないが、実態的には強制入所理由に相当する子どもへの行為があり、入所しているケースがある。

・不当な要求がある親権者への抑止になるのでは

・一時保護においても、不当な主張を繰り返す親権者がいるので接近禁止命令は必要である。

・入所時にすべてのことがわかっているとは限らないので、入所後に子どもにとって必要な場合が出てきた時に対象拡大出来ることは必要である。

・現状として虐待の疑いがある、入所しているケース(事案的には虐待の事実が入所後明確になり、親は虐待と求めているケースなど)さまざまなケースがある。子どもの最善の利益を担保するのは現状として接近禁止命令等現実的に使用できるシステムづくりが必要。ただし、接近禁止命令等の措置は一時的であって、再度状況が改善され場再度面会等が可能な制度も作る必要あり。

3. どちらでもよい (4名/8.7%)

- ・状況に応じて対応できれば良い。
- ・今のところ、県内施設としては、必要性はないが、今後は必要性が出てくるかもしれない。
- ・親子関係の修復に困難性が生ずるのではないか。

NA (5名/10.9%)